

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【公表番号】特表2010-501596(P2010-501596A)

【公表日】平成22年1月21日(2010.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-003

【出願番号】特願2009-525863(P2009-525863)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	35/20	(2006.01)
A 6 1 K	35/54	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
G 0 1 N	33/574	(2006.01)
C 0 7 K	14/705	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/395	Z N A D
A 6 1 K	39/395	E
A 6 1 K	35/20	
A 6 1 K	35/54	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 K	39/395	T
G 0 1 N	33/574	A
C 0 7 K	14/705	
C 0 7 K	16/28	

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月30日(2010.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非感染性の病状の予防および/または処置のための医薬の製造のための抗体含有乳生成物または卵生成物の使用であって、該病状は、癌、非癌性状態、または過剰増殖性状態からなる群から選択され、前記乳生成物または卵生成物は、哺乳動物または鳥にワクチン接種することにより調製される、使用。

【請求項2】

哺乳動物または鳥は、癌、非癌性状態、または過剰増殖性状態からなる群から選択される病状の哺乳動物の細胞の表面からの分子でワクチン接種される、請求項1に記載の抗体含有乳生成物または卵生成物の使用。

【請求項3】

哺乳動物または鳥は、哺乳動物の細胞の表面からの分子でワクチン接種され、前記分子は、EphB1、EphB2、EphB4、EfNA1およびEfNB2からなる群より選択される、請求項1または2に記載の抗体含有乳生成物または卵生成物の使用。

【請求項 4】

該分子は、P V A G S C V V D A V P A P G P S P S L Y（配列番号：4）の免疫原性のペプチドを有するE p h B 4である、請求項1から3のいずれか1項に記載の抗体含有乳生成物または卵生成物の使用。

【請求項 5】

癌が、皮膚癌、目の癌、膀胱癌、腫瘍または頸部の癌、口腔咽頭癌、鼻咽頭癌および胃腸の癌からなる群より選択され、非癌性状態が、バレット食道、結腸直腸ポリープおよび結腸直腸ポリープ切除術後からなる群より選択され、過剰増殖性状態が乾癬である、請求項1から4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 6】

癌、非癌性状態、または過剰増殖性状態からなる群から選択される非感染性の病状の予防および/または処置のための医薬組成物であって、前記医薬組成物は抗体含有乳生成物または卵生成物を含み、前記乳生成物または卵生成物は、哺乳動物または鳥にワクチン接種することにより調製される、医薬組成物。

【請求項 7】

前記哺乳動物または鳥は、癌、非癌性状態、または過剰増殖性状態からなる群から選択される病状の哺乳動物の細胞の表面からの分子でワクチン接種される、請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

哺乳動物または鳥は、哺乳動物の細胞の表面からの分子でワクチン接種され、前記分子は、E p h B 1、E p h B 2、E p h B 4、E f n A 1およびE f n B 2からなる群より選択される、請求項6または7に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

該分子は、P V A G S C V V D A V P A P G P S P S L Y（配列番号：4）の免疫原性のペプチドを有するE p h B 4である、請求項6から8のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

癌が、皮膚癌、目の癌、膀胱癌、腫瘍または頸部の癌、口腔咽頭癌、鼻咽頭癌および胃腸の癌からなる群より選択され、非癌性状態が、バレット食道、結腸直腸ポリープおよび結腸直腸ポリープ切除術後からなる群より選択され、過剰増殖性状態が乾癬である、請求項6から9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

直接、患者の胃腸管内に導入される、請求項6から9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

経口投与または経直腸投与される、請求項6から9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

癌に局所的に適用される、請求項6から9のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

患者の食道の状態の処置および/または予防のための請求項6から9のいずれか1項に記載の医薬組成物であって、前記医薬組成物は抗E p h B 4抗体を含む、医薬組成物。

【請求項 15】

食道の状態が、バレット食道および食道癌からなる群より選択される、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

抗E p h B 4抗体は、配列P V A G S C V V D A V P A P G P S P S L Y（配列番号：4）を有するペプチドに対して生成されたものである、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

食道の状態の非全身性処置および/または予防のための医薬の調製における抗E p h B

4 抗体の使用。

【請求項 1 8】

食道の状態が、バレット食道および食道癌からなる群より選択される、請求項1 7に記載の使用。

【請求項 1 9】

抗 E p h B 4 抗体は、配列 P V A G S C V V D A V P A P G P S P S L Y (配列番号：4) を有するペプチドに対して生成されたものである、請求項 1 6 または 1 7 に記載の使用。